

介護保険だより

平成28年9月号

群馬県国民健康保険団体連合会

負担割合の確認について

介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い平成27年8月1日から、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直しが行われ、65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）の方については、利用者負担割合が1割から2割に変更されました。

制度改正から1年が経過し、各保険者（市区町村）から発行される「介護保険負担割合証」が更新される場合があります。

割合相違の返戻については、「12SA」と「ASSA」というエラーコードにて返戻になりますので、「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて確認し、再請求を行っていただきますようお願いいたします。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成27年9月審査分

平成27年9月 日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

群馬県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かぼ 知	請	H27.8	51		21,142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
990000 △△市	0000000001 かぼ 知	請	H27.8	51		21,142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・保険給付率：市町村認定の給付率と相違

原因・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

対応・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

【備考】欄 エラーコード=12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者番号 (7桁)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
氏名	加藤 知 介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費の 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ3	5 1 1 1 3 5	6 8 2	3 1 2	1 1 4 2			1
合計							

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なっているため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

区分	保険分	公費分
① 単位数合計	2 1 1 4 2	
② 単位数単価	1 0 0 0 0 円/単位	
③ 給付率	9 0 /100	
④ 請求額 (円)	1 9 0 2 7 8	
⑤ 利用者負担額 (円)	2 1 1 4 2	

受給者台帳
(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
000000001	加藤 知	80%

③ 請求明細書に入力(記入)されている請求額“190,278円”の方が再計算した請求額“169,136円”より大きいいため、ASSAエラーとなります。

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
 単位数合計：21,142
 単位数単価：10,000円
 給付率：80%
 請求額：169,136円
 利用者負担額：42,284円

エラーの原因と対応
 原因・・
 受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力(記入)されている請求額“190,278円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“169,136円”より大きいため、エラーとなっています。
 対応・・
 給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

⇔ 突合を行う箇所
 ⇨ 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、**居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超過していた場合**、査定（給付管理票の計画単位数を基準にしてサービス事業所の請求が減額されること）となりますが、**返戻となるケースもあります。**

1 表示について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には、以下のとおり表示されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所(保険者)番号	1070000000	平成25年5月審査分	平成25年5月31日						
事業所(保険者)名	〇〇介護事業所		1頁 群馬県国民健康保険団体連合会						
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
109999 〇〇市	1111111111 介護 太郎	請	H25.4	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

2 返戻が発生するパターン

査定後の再計算の過程で、システムでは判断できない部分があり、査定額を計算できない場合、返戻となります。

(1) 特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算の算定対象外である支給限度額管理対象サービスを併せて請求している場合。

(例) サービス種類：訪問介護

特別地域加算と訪問介護初回加算（特別地域加算対象外で、支給限度額管理の対象）を併せて請求したものが査定対象となる場合

(2) 特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算以外の支給限度額管理対象外サービスを併せて請求している場合。

(例) サービス種類：訪問看護

特別地域加算とターミナルケア加算を併せて請求したものが査定対象となる場合

3 サービス事業所の対応方法

請求単位数が正しいか、確認してください。

(1) サービス事業所の請求が正しかった場合

- ① 居宅支援事業所に、給付管理票の修正を依頼してください。
- ② 請求明細書を再提出してください。

(2) 居宅支援事業所の給付管理票が正しかった場合

- ① 請求明細書の請求単位数等を直して、再提出してください。

平成30年度以降の請求方法について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の改正により、平成30年度以降の請求方法について以下のとおり変更になりますので、御留意ください。

1 ISDN回線での請求

ISDN回線での請求については、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい、請求は認められなくなります。

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、インターネット請求に変更していただく必要があります。

また、新たに伝送での請求に変更される際には、インターネット請求を検討していただきますようお願いいたします。



2 帳票（紙）での請求

請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定さ

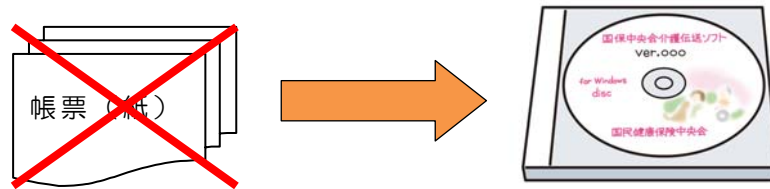
れていますが、同省令附則第2条の経過措置により、特例として帳票（紙）による請求も認められています。

しかし、帳票（紙）での請求については、原則的に平成29年度（平成30年3月31日まで） いっばいで、請求は認められなくなります。

例外的に帳票（紙）での請求が認められる条件として、「従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるもの」であること、及び「その旨を審査支払機関（本会）に届け出る」こととなっています。

このため、現在帳票（紙）で請求されている事業所におかれましては、電子請求へ移行していただく必要があります。

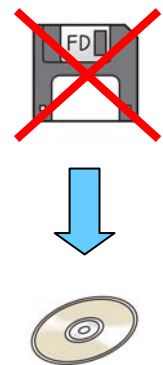
なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトをご用意いただき請求していただきますようお願いいたします。



フロッピーディスク（FD）での請求終了のお知らせ

介護給付費等又は総合事業費の請求については、インターネット及びISDN回線による伝送での請求が原則となっていますが、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条に基づき、磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクでの請求も認められています。

フロッピーディスク（以下、「FD」という。）については、フレキシブルディスクに含まれますが、FD自体の市販が限定的であり事業所での入手が困難であること、及び請求データを取り込む際に必要なFD用ドライブの調達が困難であるため、本県でのFDによる請求は、原則的に平成28年3月をもって終了させていただいておりますので、CD-R等による請求に切り替えていただきますようお願いいたします。



問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)

※ 群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

